# 2018 年度 自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況

# 1. 対象期間

2018年4月1日 ~ 2019年3月31日

# 2. 法定基準の遵守状況

		ASR ※1	エアバッグ類	
再資源化率 ※2	基準	30%以上(2005 年度~2009 年度) 50%以上(2010 年度~2014 年度) 70%以上(2015 年度~)	85%以上	
	実績	97. 6%	94. 4%	

### 3. 再資源化等の状況

	ASR		エアバッグ類		フロン類 ※3	
	   指定引取場所での   引取台数 ※4	159, 194 台	取外回収台数	21, 258 台	CFC 引取台数	1,621 台
引取台数	委託全部利用投入		車上作動台数	115, 151 台		
	解体自動車台数 ※5	7, 341 台	一部取外回収/一部車上作動台数	5, 476 台	HFC 引取台数	144, 921 台
	<u> </u>	166, 535 台	合 計	141, 885 台	合 計	146, 542 台
引取量	ASR 引取重量①	25, 510. 4 t	取外回収個数	67, 461 個	CFC 引取重量	188. 0kg
	委託全部利用引渡 ASR 相当重量②	1, 242. 7 t	車上作動個数	395, 625 個	HFC 引取重量	34, 539. 2kg
	슴 計	26, 753. 1 t	合 計	463, 086 個	合 計	34, 727. 2kg
再資源化 重量	再資源化施設 ※6 ASR 投入重量 ③	25, 486. 1 t	再資源化施設	42, 756. 8		
	再資源化施設 ASR 排出残さ重量④	567. 8 t	引取重量⑦	kg		
	委託全部利用投入 ASR 相当重量⑤	1, 242. 7 t		40, 359. 3 kg		
	委託全部利用 排出残さ重量⑥	44. 6 t	,   再資源化重量⑧ 			
	合 計 (③-④) + (⑤-⑥)	26, 116. 4 t				

#### 4. 再資源化等に要した費用の収支状況

	項目	合 計			
	块 日		内 フロン類	内 エアバッグ類	内 ASR
収入	払渡しを受けた預託金の額(1)	1, 790, 462, 268 円	349, 400, 257 円	346, 934, 076 円	1, 094, 127, 935円
入	内預託金利分	221, 208, 493 円		_	
	再資源化等に要した費用 (2)	1, 411, 449, 874 円	254, 190, 259 円	290, 179, 388 円	867, 080, 227 円
支出	内 社内費用(人件費)	11, 977, 656 円		_	
	内 社内費用 (システム費)	3, 870, 598 円		_	
	リサイクル収支(税引前)(3)				
	[(3) = (1) - (2)]	379, 012, 394 円			

## (参考1) リサイクル収支から拠出の費用

公益財団法人 自動車リサイクル		288, 866, 000 円	_
高度化財団への拠出 (注1)	(4)	200, 000, 000	_
拠出後の収支	(5)		
[(5) = (3) - (4)]		90, 146, 394 円	_

(注1) 公益財団法人自動車リサイクル高度化財団の詳細はホームページをご覧ください(https://j-far.or.jp/)

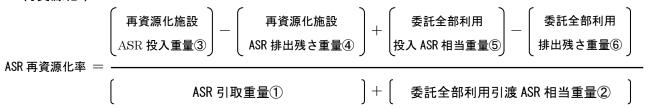
### (参考2) 再資源化等の運営に要したメーカー負担金とメーカーとしてのリサイクル全体収支

	自動車リサイクル促進センターの 運営関連費用		80, 791, 000 円	_
	ASRリサイクル関連費用		25, 774, 254 円	_
	合 計 (	(6)	106, 565, 254 円	_
<b>у</b> —:	カーとしてのリサイクル全体収支			
(Δ	は赤字)	(7)		
	[(7) = (5) - (6)]		△16, 418, 860円	_

## [注記]

※1. ASR (=Automobile Shredder Residue) とは、 使用済自動車から有用資源を回収した後に 残る破砕残さ。

#### ※2. 再資源化率



 エアバッグ類再資源化重量®

 エアバッグ類再資源化率
 ニアバッグ類再資源化施設引取重量⑦

- ※3. CFC (=特定フロン CFC12)・HFC (=代替フロン HFC134a) はともにカーエアコン用冷媒。SUBARU は 1994 年までに CFC からオゾン層に害のない HFC に切替えを完了したが、HFC も地球温暖化には 影響があるとされており、自動車リサイクル法に基づく引取・破壊を実施している。
- ※4. 指定引取場所とは、主務大臣の認定を受けて定めた引取場所のこと。
- ※5. 主務大臣の認定を取得した全部再資源化業務委託先(解体事業者、プレス・せん断処理業者) が国内の電炉・転炉等に引渡しを行う場合に、その引渡先は委託全部利用となる。
- ※6. 再資源化施設とは、主務大臣の認定を取得した指定引取場所のうち、基準に適合した施設を示す。